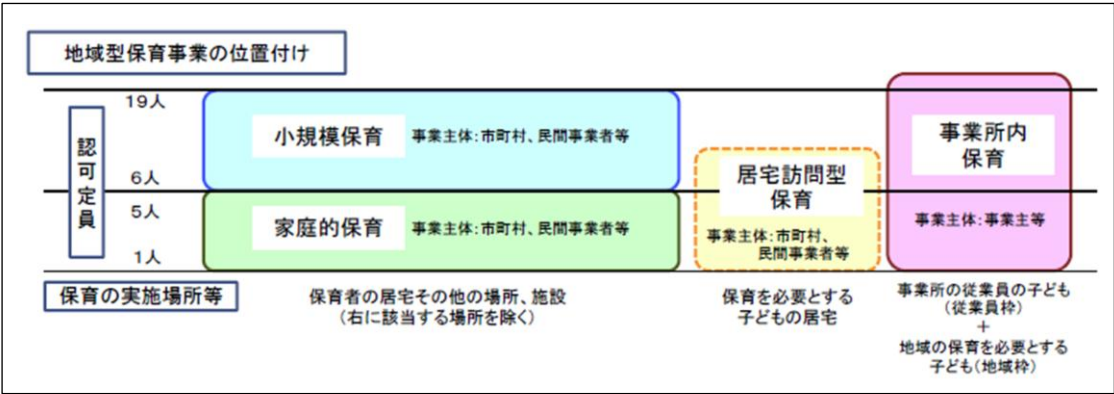


盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新規）
について

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（以下「地域型保育事業」という。）は、新制度において、新たに児童福祉法に基づく認可事業として位置づけられることになり（改正児童福祉法第34条の16第1項）、市が、設備及び運営の基準を条例で定めることになりました。



地域型保育事業は、3歳未満児に重点を置いた小規模な保育の類型として新設されたものであり、都市部では小規模な拠点の整備を推進し、量的拡充による待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保するとされています。

事業名	概要	本市の実施状況
小規模保育	保育を必要とする乳児・幼児（満3歳未満）を保育することを目的とする施設において、保育を行う事業 A型－保育所分園に近い類型 B型－A型とC型の間間的な類型 C型－グループ型小規模保育に近い類型 [定員]A・B型-6人以上19人以下，C型-6人以上10人以下	未実施 (新規事業)
家庭的保育	保育を必要とする乳児・幼児（満3歳未満）を家庭的保育者（市が行う研修を修了した保育士等）が居宅その他の場所において、保育を実施する事業（定員：5人以下）	未実施
居宅訪問型保育	保育を必要とする乳児・幼児（満3歳未満）を住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する事業（定員：1対1）	未実施 (新規事業)
事業所内保育	保育を必要とする従業員及び地域住民の乳児・幼児（満3歳未満）を事業所等において、保育を行う事業 （地域型保育給付を受けるためには、地域において保育を必要とする子ども（地域枠）の子どもの受け入れが必要）	13箇所 (10事業者)

【検討にあたっての視点】

○保育士資格や屋外遊戯場等の基準についてどのように考えるか。

認可保育所における保育の質を下回る項目

小規模B型－1/2以上保育士

小規模C型・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業－家庭的保育者(※)

小規模保育・家庭的保育・事業所内保育事業－屋外遊戯場（代替場所含む）

※家庭的保育者－市町村長が行う研修を修了した保育士，保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

事業所内保育施設における乳児室の面積基準 1.65㎡/人